

令和3年4月1日から始まります！

建築士から建築主への 省エネ性能の説明義務制度



〈説明義務制度の概要〉

対象 : 300㎡未満の原則全ての住宅・非住宅（戸建住宅や小規模店舗等が対象）

説明者 : 建築士が建築主に説明

説明内容 : ①省エネ基準への適否

②(省エネ基準に適合しない場合) 省エネ性能確保のための措置

※1 建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を表明した場合は、説明不要です。

※2 マンションや分譲戸建住宅の購入時や賃貸住宅の賃借時において、売り主や仲介事業者に対して適用されるものではありません。

説明方法 : 書面

※3 説明に用いる書面については、建築士事務所の保存図書に追加される予定です。

建築士のみなさまへ

➡ 説明書の参考様式は、裏面をご覧ください

建築士は、300㎡未満の建築物を設計する際は、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付し、説明することが建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律で義務づけられています。なお、説明義務制度は令和3年4月1日以降に建築士が委託を受けた建築物が対象となります。

👉 問い合わせ先一覧

東部建築住宅事務所	鳥取市立川町6丁目176	TEL:0857-20-3648
中部総合事務所生活環境局建築住宅課	倉吉市東巖城町2	TEL: 0858-23-3235
西部総合事務所生活環境局建築住宅課	米子市鞆町1丁目160	TEL: 0857-31-9753
鳥取市都市整備部建築指導課	鳥取市幸町71	TEL: 0857-30-8361
米子市都市整備部建築相談課	米子市加茂町1丁目1	TEL: 0859-23-5236
倉吉市建設部建築住宅課	倉吉市葵町722	TEL: 0858-22-8175
境港市建設部建築営繕課	境港市上道町3000	TEL: 0859-47-1062